

# かも 市史だより

平成23年3月

No.23

◆編集発行 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市教育委員会内市史編さん室 ☎0256(52)0080 内線480

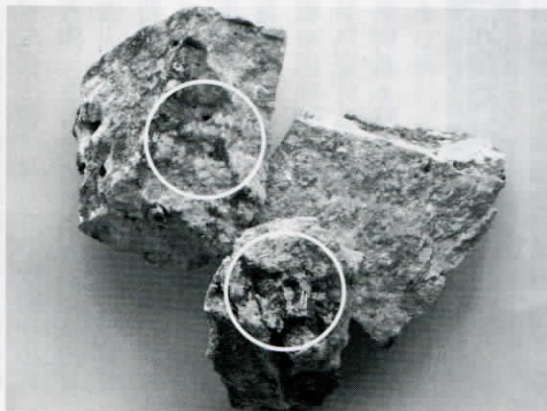


▲ スリ捨て場（写真手前の石が散らばる場所）と坑口（写真奥）

## 小乙川流域の鉛鋳山跡 — 佐渡にも運ばれた鉛 —



▲ 「佐渡 御用鉛」の旗（来歴等不明、民俗資料館所蔵）



▲ 小乙鋳山産出の鉛鋳石（丸印の部分に鉛がある。筆者採集）

七谷地区の小乙川流域には江戸時代中期～明治初め頃まで鉛の採掘が行われていた鋳山群があります（小乙鋳山跡）。宮寄上村・上高柳村（村松藩領）での鉛山の発見は安永八年（一七七九）頃と伝えられ、当初は藩の直営で、寛政三年（一七九一）以降は商人や農民に請け負わせ一定の運上金（税）を徴収する「請山」として稼行されたようです。その後、民間による開発が進んだ結果、新鋳脈の発見が相次ぎ「二本柿沢鉛山」・「荒山沢鉛山」など、二十か所以上の採掘場があったことが分かっています。安政二年（一八五五）頃が最盛期で三年間で約二十九トンの鉛を産出したと言われています。

産出された鉛の一部は「御用鉛」として佐渡金銀山に運ばれ、金銀の精錬（灰吹法…鉛合金を作り、金銀を抽出する方法）に用いられたようです。

現在、鋳山跡には五十か所以上の間歩（坑道）や露天掘り跡・選鋳場跡・採掘で出たズリ（屑石）捨て場が明瞭に残っており、当時の賑わいを知ることができます。

（考古・古代・中世部会 尾崎高宏）

※流域への立ち入りにはご注意ください

# 戦後回復期における社会保障

戦後の新憲法は第二五条で「国民の生存権」を打ち出し、これが新しい「福祉」の出発点となつて、三法体制（昭和二十二年の「児童福祉法」、二十四年の「身体障害者福祉法」、二十五年の「改正生活保護法」）が成立しました。加茂においてもこれらの精神を受けて、わずかずながら福祉への取り組みが開始されます。その様子を探ってみましょう。

## 生活保護

昭和二十一年十月の「生活保護法」は最低生活さえも保障できない低水準のものであり、二十五年五月の改正で改善がなされたものの、やはり

その水準は低いままに止まっています。二十五年六月に「社会事業法」が施行されて、二十六年には新潟県内の各地方事務所に社会福祉事務所が設置されますが、加茂においては市制施行に伴って二十九年四月から

## 須田未亡人会。ピンチ解散は見合せ

須田地区未亡人会は運営が順調に行かないことから、解散するか現在を維持するかが、注目されていたのであるが、十日午後一時から須田交所で總會を開き、結局、積極的な行事は出来るだけ避け、解散するのはまだ時期尚早だといふ意見が多かつたため、見会はせることになつたが、今後起こる難題（資金面）をいかにして克服していくかが関係方面の注目を集めている。

同会は昭和二十五年二月二十五日、生活の大黒柱を失つてと

戦後の社会扶助組織（旬刊加茂）昭和三十三年一月十五日付

ほうに葬られている戦争未亡人、病氣、その他で夫と離別している未亡人の手に依つて、「同じような立場にある私達は、私達同志でお互いに慰めあい、助け合はし合つて行きましよう」という主旨で発足したのも。

現在会員は三十三名、昭和三十一年加茂市と合併するまでは村から年間五千円の助成金と会でバザー・映写会等を行つて得た利益金で、会員で困つている人に六ヶ月返還無利子で三千円の貸付を行なうことに依つてお互いに急場をしのいでいた。

加茂福祉事務所が発足しました（昭和二十九年三月加茂市議会会議録）。

昭和二十年代の生活保護の状況については、各町村の事務報告書などにもほとんど現れていないため不明な点が多くあります。二十五年の七谷村では民生委員（戦前の方面委員の後身）協議会が毎月開かれて、対象者の審議・調査に当たっています（七谷村事務報告書）。また加茂町では二十八年の生活保護該当者数は月平均一七三所帯、五三六人であり、年間生活保護費総額は約八三六万七〇〇〇円、医療保護費総額は約二八九万円でした（加茂町事務報告書）。三十年には生活保護該当者二〇〇所帯、六五〇名に対して年額約一三六八万円（うち医療費約八四〇万円）が支出されましたが、監督官庁は医療費増を防ぐため監査を厳重にしてきていると述べられています（加茂市制だより）昭和31・2・1）。

身体障害者福祉については障害者手帳や国鉄割引証の交付などの他に、補装具交付も行われました。ほかに戦傷病者・戦没者遺族援助などがありました。

## 児童福祉

母親が働く家庭を助けるために昭和三十年までに加茂保育園（のち定光寺保育園、定員二六五名）、本量寺保育園（一〇〇名）が常設保育園として開所しており、他に農繁期季節保育所として四か所（西光寺一〇



定光寺の園舎（昭和十六年）定光寺の託児所は大正十五年開設されて昭和十七年に加茂保育園と改称、三十九年には改めて定光寺保育園となった

## 公営住宅

〇名、天神林六〇名、加茂新田一〇〇名、下条一〇〇名）が存在していた。昭和三十年代になるとさらに増加していくことになりました。

## 公益質屋

公営住宅（市営・県営）については三〇年市営七六戸、県営二六戸が、厚生寮は七五戸が建設されており、その後も建設が推進されていく。

加茂町の公益質屋は昭和二十五年十二月町議会で設置が決まり（昭

加茂町公営質屋条例

- 第一條 本町の公営質屋を設けし。
- 第二條 公営質屋は公営質屋法及び本条例の定めによる本町在住者の財物と質屋として資金の貸付とする。
- 第三條 質屋物は、器具、衣類、象牙、金銀、貴金属、その他適当と認めらるる物とする。
- 第四條 町長は質屋主の申請に基づき、物品を質屋に入庫し、権利を有するものを確認するたの質屋主の受入を証明を為さしめ、これを登記する。
- 第五條 貸付金額は、口元千円以内、在留額五千円以内とする。
- 第六條 貸付利率は、一月、百分以下とする。
- 第七條 貸付金額は、質屋主の申請額を十分の八以下とする。
- 第八條 流質期限は、四月とし、組、特別の事由があるを認め、有期限六月、期満後、延期延長することができ、認められた流質期限経過後の質屋主の町長が処分することができ、

▲ 加茂町公営質屋条例 (昭和25年加茂町議会議録)

和二十五年十二月第四一回町議会議録)、翌年から営業が始まって金融難、高金利に悩んでいた庶民生活を守るのに貢献しました。当初は貸付限度一所帯五〇〇〇円、利率月三%、貸付期間四か月以内でしたが、のち

市営質店を尋ねて

釣師としても、市の公債としても円満なる人柄の主任さん坂井氏を去る二十日市営質店に御尋ねした。彼が不景気のバロー工合が、今や返應を示す。こゝ市営質店では、御聞きする事にした。記者「このごろは山預けに来る人がありませんか。」坂井氏「は、ぼつ、で正月に相常使つた後で財布の底が少しかるくなつたのでしようか。」記者「こゝはあまり忙しくない方が庶民のふところ工合が良いと云ふので質屋ばかりは賑やかな方がいいのでは

▲ 公営質屋の訪問記 (「加茂市民新聞」昭和31年1月20日付)

条件が緩和されました。しかし次第に存在意義を失い、三十九年五月には廃止されることになりました。

国民健康保険の再開

昭和十七、十九年の間に加茂町七谷村、下条村、須田村の国保組合は任意ながらも発足していましたが、敗戦後の経済混乱・インフレによって運営は困難になりました。医療機関の国民健康保険(以下国保)による診療の拒否(国保組合からの支払いの遅れによる)と、そのための加入者の国保費納入の拒否とが悪循環となつて、県下の国保組合の多くは休止または解散に追い込まれたので、(「新潟県国民健康保険四十年史」一七頁)。しかし、二十三年七月の国保法改正によって経営主体は市町村に移されることになって、休止組合も次第に再開にこぎ着けることになりました。さらに二十六年の地

方税改正で国保料も国保税として税金同様に徴収できるようになり、国・県から医療費が補助されるなど、運営健全化の手段が講じられました。この間、加茂町の国保組合は二十四年に町営に変わったものの財政悪化のため廃止のやむなきに至り、その後も再開の契機を見出せずにいました。二十七年末の町議会で、議員から「国保を取り巻く情勢は好転しているのに、いつまで休止するのか」と質問された金田町長は「現在再開の腹案はない」と答えており、「他市町村から転入してきた人々は、国保がないので困っている」という意見も出されます(「昭和二十七年十二月加茂町々会議事録」)。

一方、七谷村でも二十三年に任意組合に代わる村営国保組合が発足し、その後もなんとか持ちこたえて、村内加入者数は健康保険との重複加入者若干名も含めて六七二所帯、四五一一人(加入率は人員で九六%)に達していました(「昭和二十九年七谷村事務報告」)。

下条村の国保運営については、二十九年九月に開かれた「国保再開に関する聴聞会」で、国保を村で引き継ぐときには加茂と同様に廃止が問題化したこともありましたが、幸いにも存続意見が村会で多数を占めました。しかし赤字が二〇〇万円もあ

▲ 下条村への保健婦常駐を訴える金田加茂町長の答弁 (「昭和二十九年開催 町村合併促進協議会々議録」)

つたため(大半は有力者の反対のため)の滞納による)、反対が続きましたが、徐々に必要性が理解されて次第に好転、二十八年には収納率が九二%に達し、「国・県の補助が二二%になっていて事務費は補助によって大体賄える」と報告されるまでに改善します(「昭和二十九年下条村議会議事録」)。須田村については史料を見出せませんが、他の二村とほぼ同様であったと推定されます。

なお三村合併に当たっては合併される村の国保を近い内に加茂町国保組合に併合するものとして暫定的に残しておき、最終的には三十年十一月の須田村合併にあわせて全市統一的な加茂町国保組合が成立するに至ります。この時の加入率は所帯で九四%、人員では八四%でした。

(近現代部会 前田 稷)

## 建具覚え書き



上町  
市川 一郎

戦後の建具業界は、戦中の木工機械などの改良で割合早く良くなったように思われます。ただ当時は直結モーターでなく、ベルトで動いていました。機械整備されていた事業所は、どちらかといえば従業員の多い所で、個人事業所は昭和三十年以降、万能木工盤が出てようやく設備されるようになっていったと思います。年代は忘れましたが、昭和四十年代後半頃、「柄取機械」が設備されるようになって



▲ 超仕上鉋盤

から、加工面でも仕事が楽になってきた事と、さらに超仕上鉋盤が市場に出てきてからは、手鉋で仕上げてゆく所が少なくなってきた変化してきました。それに加えて接着剤も発達してボンドが出てから「ソクイ」を作る必要もなくなってきました。

賃金については、戦前より出来高払いがなされておりました。はっきりしないが、賃金交渉の時に一律に日給の平均賃金を決定する事が出てきて以後、現在に至っているようです。ただ戦後において一回だけ賃金の引下げ交渉がなされました。多分日本経済のドッチ政策が取られた頃



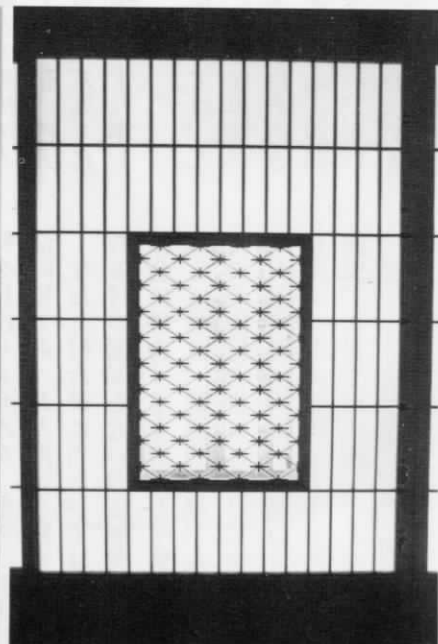
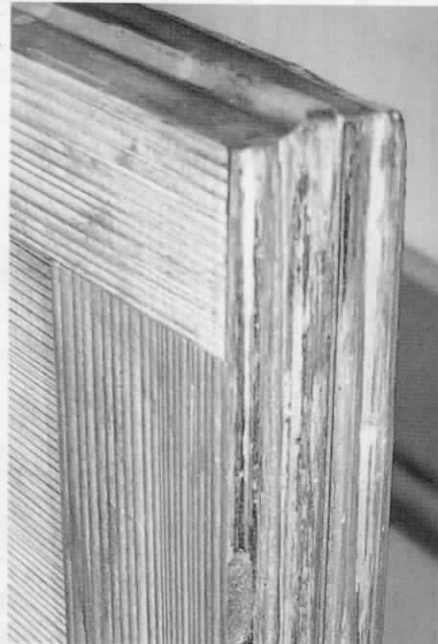
▲ 自動鉋

と考えられます。また昭和二十五年頃の前半は、賃金も一か月纏めて支給はされず、数回に分けられて支給された時期もありました。その後朝鮮戦争以後経済状況が上がり始めて良い方向に向いてきたようです。

近年になって建築構造が変わって以来、建具のおさまる所も少なくなってきた業界も現況になって、賃金も据え置きといったところでは、ポリーナスも昭和四十年以前は各事業所において多少は異なるも、下駄や下着類などが支給されておりました。昭和四十年以降と思えますが、賃金交渉の場においてポリーナスの最初の基準は年収の一パーセントと決まったように覚えております。ただ支給額は各事業所の経営状況において多少の差はあったようです。

従業員が労働組合を作る以前に、手加工の人達では戦前より職工組合がありました。組合が二つあったのですが、一つに纏まって交渉するようになりまして。賃金交渉において

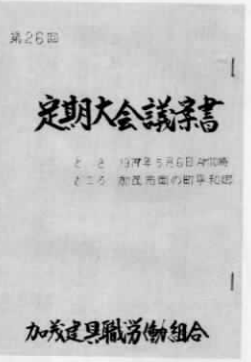
▶ 阿賀野市孝順寺に使われている加茂建具 菱蜻蛉(右)と包み柄



は、全国的にみても類例のない交渉方法で注目を集めました。それは事業所の集まりの協同組合と個人加入の労働組合が一つの窓口で賃金を決めて実施する事と、交渉が妥結した場合、決め酒的に酒が労働組合に支給されてきた古い恒例があったことです。

従業員の養成については、戦後食糧事情が悪くて従業員は通っていま

## かも私史



▲ 労働組合の大会議案書

したが、昭和三十年代近くになると住み込みも出てきました。約五年の見習期間があり、始めの一、二年は雑役仕事が多かったものです。見習が過ぎて区切りの時は各事業所で違いがありますが、今まで自分の使っていた金物(道具)と記念品、あるいは現金などを支給されて年季明けがなされました。その以後は各人の考えでその事業所に残る人も他の事業所に移る人もいました。また県の木工試験場ができて、二、三年ほど授業を受けて、事業所に入って来た人たちもいました。

建具技術では、知っている人も少なくなつて残念なものに、安田(阿賀野市)の孝順寺(斎藤家)の建具の加茂の特殊技術があります。遠藤建具店の亡くなったお爺さんから聞いた話ですが、建具は加茂の一流の人達が泊まり込みで製作してきたものだそうで、「くるみほぞ」「つばくろどめ」などの技術は、加茂の誇りといつても良いと思います。このことは田上町の椿寿荘も同様で、加茂の建具が使われました。

(昭和四年生、平成十四年八月記)

### むらより 村寄議



下高柳 高橋 貞二

寄議 ランプ生活で、ラジオもテレビもない大正のはじめ頃、夕食を済ませた親父さんが今夜は寄議だと、提灯に火を付ける。風があるからと懐にマッチを入れて出かける。会場は区長さんの宅である。

村人(戸主)が全員集り、案件の相談と決定する場、つまり総会を村寄議とか村寄合と呼んだ。

古くから定期的に年二回で春先の農耕が始まる三月までの間に開かれる、これを初寄議または春寄議などと呼んでいた。あとの一回は暮寄議といつて村の一年分の費用を各戸に割り当てるのが中心で、これを暮れ割とも云った。年内に要した村経費をそれぞれの村方式による基準で各戸に割り当てる。

共同体としての村の生活を維持、安定させるため全員が分に応じて負担せねばならない村義務の一つである。

(1) 見立割(ツラ割とも云った)

(2) 資産割

(3) 平均割( Teppen 割)

の三通りであつて、これを組合わせて算定基

準をつくる。

春寄議は区長の交代をはじめ各役員の改選、村仕事および男女の賃金、休日などの決定が中心議事となつていた。もちろんこれは事前に持たれた重立の寄合の原案がそのまま承認されるということになる。

村仕事 村という生活共同体を維持するため各戸から均等に稼働要員を出して奉仕するのが村仕事である。別名公力ともいった。この代表的なものに道普請がある。

降雪期にいたんだ村の道路を補修する作業で、春四月の雪消えどきか

## 新生活運動の一端として

### 七谷相振舞の二番使用の廃止など

#### 九項目を決定

- 七谷地区相振舞係会(相談係十七名は十五日出張所で開き、新生活運動の一端として生活を合理化しようとの甲合せ事項を決定し、広く市民館運動として取上げ加茂全域に実現してもらいたい旨、公民館に傳達した。
- ① 甲合せ事項は次の通り
  - ① 加茂市相振舞係より提示せられた相振舞係規約案に対しては、種々の意見があり、今しばらく態度決定を保留する。
  - ② 正月は可及的新態に実施するように努めること。但し小正月は休日の改配等を考へて二月十五日とする。
  - ③ 春の各部祭礼は四月十五日に全郡落実施すること。
  - ④ 五月節句は上祭の六月十五日に実施すること。
  - ⑤ 秋祭は旧来通り、各部毎にしてお客をせめこととする。
  - ⑥ 冠婚に際し、嫁及婿は式服と身の廻り品だけ持参しその他は全部婚家において整備しむたを旨ようにすること。本問題は加茂市全域にわたり実現方を公民館運動として推進すること。
  - ⑦ 初産児に衣類等を嫁の生家より贈ることを廃止すること。
  - ⑧ 葬式の場合御斎の引物は砂踏三言句程度を超えないこととする
  - ⑨ 時間厳守について、公の集会はもちろん一般の振舞等の場合も時間を提示して二番使用を廃止すること、等々九つの項目を決定してこれによつて新しい村づくりをはじめようといきこんでおり近く運動を展開する。

七谷の生活の様子を伝える新聞記事(旬刊加茂)昭和三十一年六月二十五日付

「雪踏当番帳」に朝七時まで終るること、道幅は三かんぢきとする、大雪のときは増員する、とある。(大正五年生)

※ 本稿は平成十四年に逝去した故人の遺稿より起こしたものである。

# 生田万の乱

## と 鷺尾甚助

天保七年（一八三六）は全国的に大凶作で、「困窮前代未聞」のことといわれ、米価は高騰し、翌八年春にはそれまでにない高値となりました。村々では小作騒動や百姓一揆が続出する中、大坂では同八年二月窮民救済を目的に大坂町奉行所元与力で、陽明学者の大塩平八郎が門下の与力・同心や豪農らとともに挙兵、この事件は半日で鎮圧されましたが、影響は大きく、越後柏崎では同年六月生田万の乱が起きます。

館林藩浪人の生田万は平田派の国学者で、天保七年に同門の諏訪神社神主樋口英哲に招かれ、上州太田より柏崎に来住し、塾をひらいていました。翌八年生田らの同志は大塩の乱に触発され、窮民救済をかねて桑名藩柏崎陣屋を襲う計画をたて、同年五月二十九日石瀬村（旧岩室村）に集結します。翌三十日、彼らは船頭を雇い「弥彦明神裏浜手の遊覧」を名目に間瀬浦（旧岩室村）から船出し、荒

浜村（柏崎市）に上陸して村の庄屋・組頭宅を襲い、食事・金品を強要し、さらに「奉天命誅国賊」「集忠臣征暴虚」の二旗を押し立て、悪田川（鯖石川のこと）を渡り、翌六月一日朝

起請盟文前書

一 神道無念流兵法剣術  
口傳直指秘術数條一軸  
無残所令授之早全不  
及他見他言事  
一 當門子弟他國居住  
華全其師家不可疎  
遠事

一 當門子弟志願思不可  
奔入他派之門事  
附有疎而兵法術永為  
門下事  
一 兵術道場壁書之數条

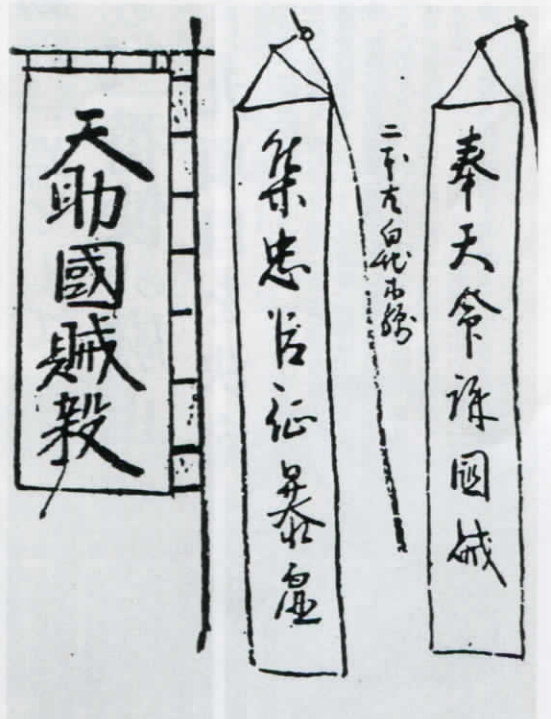
鎮守 賀茂大明神 徳秀五

文政巳年 同同日為上皇再  
十月廿三日 圓山第三弟  
三年十月廿三日

鎮守 諏訪大明神

け神文快人叔孫合  
あ孫を人記色

▲ 鷺尾甚助の門人帳 巻頭に門人が守るべき誓約（起請文）が置かれ、以下に名簿が載っている



▲ 一揆勢が用いた幡「奉天命誅国賊」「集忠臣征暴虚」「天助国賊殺」の主張を掲げた

六時頃、柏崎陣屋を襲撃します。この事件の同志は七人でしたが、熊倉玄道（現三条市保内村医師熊倉玄泰倅）は途中荒浜より引き返したため、襲撃に加わったのは次の六人です。

生田万（当時三七歳）、鷺尾甚助（尾張藩浪人で加茂に居住、剣術道場を開く、五四、五歳の大男）、鈴木城之助（水戸藩浪人、三条町大庄屋宮島家に止宿、山岸嘉藤治（現燕市源八新田百姓泉意の倅、三二歳）、小野沢佐左衛門（現三条市荻島新田名主、三〇歳）、古田亀一郎（現三条市大島新田名主古田与五左衛門次男、一八歳）。

決行は失敗に終わり、生田自身は傷ついて納屋町裏の浜手で自害し、その他の同志も切り死に、または自害しましたが、鷺尾甚助はその場を逃れ、会津を通り江戸尾張藩

屋敷を目指したといわれています。しかし、まもなく捕縛され、寺社奉行青山因幡守忠良による吟味中に牢死しました。

さて、鷺尾甚助はどのような人物だったのでしょうか。彼は神道無念流の剣術師範で、「鷺尾甚助門人帳」（『加茂市史』資料編二）によると、文化九年（一八一二）の頃加茂町に来て剣術道場を開いています。文化九年から天保六年（一八三五）までの入門者は計一九八人におよび、多くは加茂・三条・燕・白根・新潟の割野地域などの大庄屋・村役人や、その子弟たちでした。年によつては集中的に遠隔地の柏崎・佐渡・魚沼郡の門人たちのところへ赴き出稽古を行っています。生田万を柏崎に招いた樋口英哲も門人の一人でした。

（近世部会 松永克男）